令和4年(2022年)5月20日 教育委員会資料 教育委員会事務局指導室

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について

## 1 改正する条例

- (1)中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例 (平成12年中野区条例第14号)
- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例 (平成29年中野区条例第38号)

#### 2 改正理由

東京都において令和4年4月1日より、教員特殊業務手当の改定が行われた。 これと均衡を図るため、特別区人事・厚生事務組合と特別区職員労働組合連合 会の間で統一交渉が持たれ東京都同様の手当の改定が行われることとなった。

幼稚園教育職員の特殊業務手当の上限は中野区立幼稚園教育職員の給与に 関する条例にて規定されているため、同条例の改正を行う必要がある。

また、中野区の学校教育職員(任期付短時間教員)の給与体系は東京都の学校教育職員に準じるよう制度設計されているので東京都との均衡を図るため教員特殊業務手当の改定を行う必要が生じた。

学校教育職員の特殊業務手当の上限は中野区立小学校及び中学校教育職員 の給与に関する条例にて規定されているため、同条例の改正を行う必要がある。

### 3 改正内容

教員特殊業務手当の上限額を1日につき6,400円から16,000円に 改める。

詳細は、別紙新旧対照表のとおり。

# 4 施行期日

公布の日から施行する。

但し、令和4年4月1日以降の勤務において発生する教員特殊業務手当については改正後の条例を適用し、既に手当が支給されている場合は支給済み手当を改正後の条例の規定による手当の内払いとみなす。

#### 5 その他

教員特殊業務手当の業務別の具体的な支給額は、中野区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊 勤務手当に関する規則に規定されている。

改正条例の公布後、上記規則の改正を行う。

改正案

第1条~第16条 (略)

第17条 (略)

2 (略)

3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>16,000円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

4 (略)

第18条~第34条 (略)

附 則 (略)

別表第1~別表第3 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中野区立幼稚園教育 職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」 という。)第17条第3項の規定は、令和4年4 月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当につ いて適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手 当については、なお従前の例による。

(教員特殊業務手当の内払)

3 改正後の条例第17条第3項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。\_

現行

第1条~第16条 (略)

第17条 (略)

2 (略)

3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>6,400円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

4 (略)

第18条~第34条 (略)

附 則 (略)

別表第1~別表第3 (略)

改正案

第1条~第11条 (略)

第12条 (略)

2 (略)

3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>16,000円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第13条~第26条 (略)

附 則 (略)

別表第1~別表第3 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中野区立小学校及び 中学校教育職員の給与に関する条例(以下「改正 後の条例」という。)第12条第3項の規定は、 令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業 務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員 特殊業務手当については、なお従前の例による。 (教員特殊業務手当の内払)
- 3 改正後の条例第12条第3項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

現行

第1条~第11条 (略)

第12条 (略)

2 (略)

3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>6,400円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第13条~第26条 (略)

附 則 (略)

別表第1~別表第3 (略)